

「銀行で必要だと言われた。」

「今は必要ないけど・・・」

成年後見制度 の 基本の「き」

「相続手続きを進めるのに必要になった。」
「何となく聞いたことはあるけれど
よくわからない。」

とき

12/9(土)
10:00~12:00
(受付 9:45)

会場

三田市総合福祉保健センター
講座室(2階)

対 象 三田市内に在住・在勤・在学の方

参加費 **無料** 定 員 **40**名

講 師 司法書士 ^{やすだ}安田 ^{りか}理香 さん

安田司法書士事務所 ・ (公社)成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部



※ 時間に限りがありますので、お申し込み時にいただいたご質問すべてにはお応えできない場合がありますがご了承ください。

【主催・お問合せ・お申込み】

三田市社会福祉協議会 三田市権利擁護・成年後見支援センター
〒669-1514 三田市川除675

電話 079-550-9004 FAX 079-559-5704

Eメール kenri@sanda-shakyo.or.jp

成年後見制度をご存知ですか？

認知症や様々な障がいなどで判断能力が不十分になっても
「自分らしく、安心して暮らし続ける」ことを法律的に護り
支援する制度のことを、
自分のために、身近な人のために、
まずは知るところから始めませんか。

どのような制度なのかを分かりやすくお伝えします。

三田市権利擁護・成年後見支援センターとは…

「生活のしづらさ」に対する総合相談窓口です。
これまでの方法では、支援が行き届かないような
「困りごと」や「不安」をお伺いし、一緒に考え、
「自分らしく暮らす」お手伝いをします。

※三田市からの委託事業として、三田市社会福祉協議会
が運営しています。



研修会 FAX申込書 (FAX 079-559-5704)

| | |
|-------------------|---|
| ふりがな お名前 | |
| 連絡先 | |
| お住まいの地区 | 三田 ・ 三輪 ・ 広野 ・ 小野 ・ 高平 ・ 藍 ・ 本庄 フラワータウン ・ ウッディータウン ・ カルチャータウン ・ 市外 |
| 成年後見制度に関する ご質問 | |